

第1条(目的)

1. 本規則は、動物の愛護及び管理に関する法律、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準、動物の殺処分方法に関する指針、並びに「アーケ・リソース株式会社(以下「当社」という。)実験動物飼養保管及び動物実験の実施に関する基本指針に準拠し、当社における動物福祉のより一層の推進を図るため、実験動物福祉委員会を設置する。

第2条(委員会の構成)

1. 実験動物福祉委員会(以下、福祉委員会)は、社長が次に掲げる者から任命した委員により構成することとし、その役割を十分に果たすのに適切なものとなるよう配慮するものとする。
 - ① 動物実験等に関して優れた識見を有する者。
 - ② 実験動物に関して優れた識見を有する者。
 - ③ その他学識経験を有する者。
2. 委員長は社長が任命する。
3. 副委員長及び委員は委員長が指名し社長が任命する。
4. 第1項に掲げる委員のうち1名以上は、動物実験に携わらない者とする。

第3条(委員の任期)

1. 福祉委員会の委員任期は、1年とする。ただし、再任をさまたげない。
2. 委員に欠員が生じたときは、社長または委員長が補充委員を指名するものとする。なお、補充員の任期は前任者の残任期間とする。

第4条(委員会の任務等)

1. 福祉委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。
 - ① 動物実験に関する指針等の策定/改定等、並びに適正な運営に関する自己点検・評価の実施。
 - ② 当社で実施される飼育管理や動物実験等に関わる事項。
 - ③ 動物実験計画申請書及び報告書の内容について審議並びに審査、確認。
 - ④ 規程・基準案又は改正案を速やかに審議し、社長に報告。

- ⑤各事業部の内部監査を年1回以上、並びにPAM(承認後モニタリング)を不定期でそれぞれ実施する。
- ⑥福祉委員会の内部監査を年1回以上実施する。
- ⑦非常災害発生時の緊急対応手順に関する事項。
- ⑧社員に対する動物実験についての教育訓練。
- ⑨上記の他、動物福祉に関する問題が認められたとき、あるいは社長から動物福祉に関する問題について諮問を受けたとき遅滞なく審議し、社長に報告又は答申。
- ⑩各事業部毎に安楽死実施者について、経験や資格等を考慮して認証。
- ⑪その他、委員会が必要と認めた事項。

第5条(会議等)

1. 福祉委員会の会議(通常会議のほか、テレビ会議、電話会議、電子メール、インターネットなども可とする。)
(以下「会議」という)は、委員長が招集し、議長は委員長が当たる。
2. 委員長が職務を遂行できない場合(病気や事故など)、委員長があらかじめ指名した副委員長がその職務を代行する。
3. 委員が職務を遂行できない場合、代理として実験動物管理者がその職務を代行することができる。
4. 福祉委員会は、必要に応じ、委員以外の者を会議に参加させ意見を聞くことができる。
5. 会議は委員の過半数の参加により成立する。
6. 会議の議事は、参加委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
7. 福祉委員会は、審議結果に基づき、申請書・報告書などの提出者に対し、指導又は助言を行うことができる。

第6条(委員会の事務局)

1. 福祉委員会の事務担当者は、委員長とする。
2. 委員長が職務を遂行できない場合(病気や事故など)、委員長があらかじめ指名した副委員長がその職務を代行する。

第7条(記録)

1. 福祉委員会の記録は書面にて作成し、福祉委員会管理下にて5年間保管する。また動物実験計画申請書及び報告書は各部署管理下にて5年間保管する。

第8条(規則の改定)

1. 本規則の改廃は、福祉委員会にて行い、社長承認後、正式に発効する。